5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HAYASHI Kanako, Director of Rumoi Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 77
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Instllation and Relocation of the products to be manufactured : Rumoi Port Office oceangrahic observation equipment : 1 sets
⑷　Fulfillment period : 21 March 2025
⑸　Fulfillment place : According to design specifications for a public announcement
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the “offer of services etc.” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2022・2023・2024
③　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
④　obtained a bid manual directly from system or the person of ordering
⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 1 : 00 p.m. 27 August 2024
⑻　Time limit for tender : 1 : 00 p.m. 17 September 2024
⑼　Contact point for the notice : OKUMOTO Ryuichi, Contracts Division, Rumoi Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, Kotobukicho 1, Rumoi, Hokkaido, 077―8501 Japan TEL 0164―42―5831

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年７月17日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　魚谷　　憲
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第８号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　購入等件名及び数量
港湾空港防災情報ネットワーク更新等業務一式
⑶　調達案件の仕様等　本業務は、近畿地方整備局（神戸本局）、近畿圏臨海防災センター、及び各事務所に設置している情報通信設備機器等の設置、更新等を行うものである。
⑷　履行期間（納期）　契約締結日から令和７年３月21日まで
⑸　履行場所（納入場所）　近畿地方整備局港湾空港部（神戸本局）外９カ所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認に必要な書類（証明書等審査申請書、以下「申請書」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）
⑶　予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑷　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑸　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
⑹　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（上記⑵の書類を提出した者を除く。）。
⑺　上記⑵の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
当該資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑽　入札説明書の交付を３⑶により直接入手した者であること。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650―0024 神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎　近畿地方整備局総務部経理調達課契約管理係　浜上　光司　電話078―391―7576
⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
電子調達システム
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
上記⑴の問い合わせ先と同じ。
⑶　入札説明書の交付期間及び交付方法　令和６年７月17日から令和６年９月17日まで
電子調達システムから自ら直接ダウンロードすること。また、上記⑴の交付場所にて無償で直接交付する。なお、郵送等による交付も行うが、この場合の送料等については、交付希望者の負担とする（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に定める行政機関の休日を除く。）。
なお、上記⑴の交付場所にて交付希望の場合は問い合わせ先まで事前に連絡すること。
⑷　電子調達システムによる申請書及び紙入札方式による申請書の受領期限　令和６年８月23日16時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和６年９月17日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和６年９月18日11時00分　神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎５階　近畿地方整備局総務部経理調達課入札室

4　その他
⑴　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書を上記３⑷に定める受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。